○特定個人情報漏えい事故発生時の対応フロー

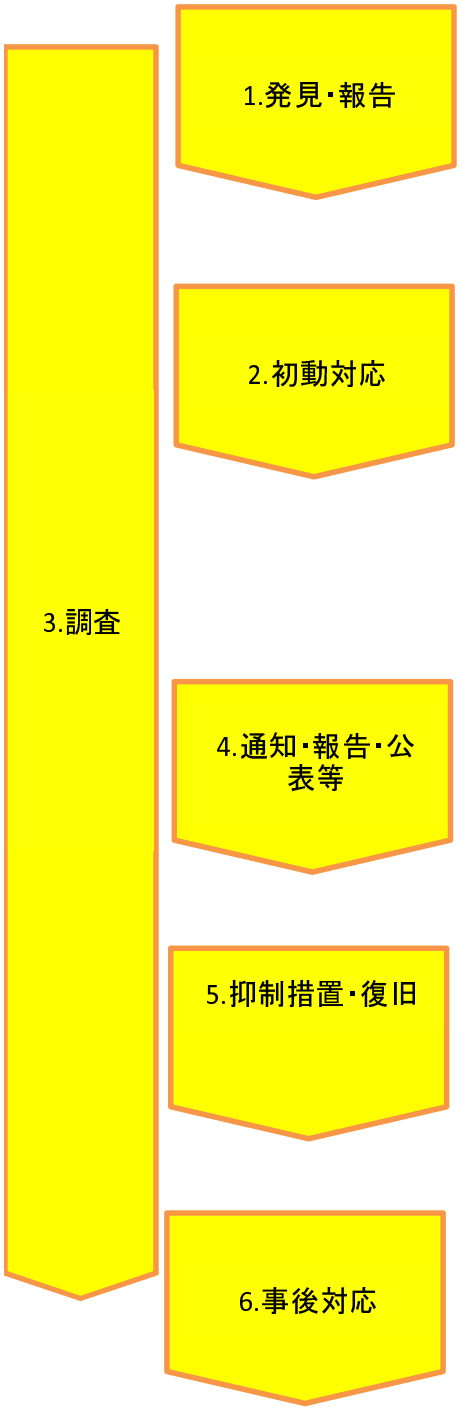

1.発見・報告
・連絡先の確認（外部からの指摘の場合）【該当課】
・総務管財室へ報告【該当課】
・政策企画室、いずみアピール課等の関連課と情報共有
・市長等への報告【総務管財室等】

2.初動対応
・当面の方針の決定
・対策本部等の設置【総務管財室等】
・被害の拡大、二次被害の防止【政策企画室等】
（ネットワークの遮断、システムの停止等）
・大阪府への相談・報告（必要に応じて）

3.調査
・原因の究明【対策本部等】
・影響範囲等の状況把握【対策本部等】
※何の情報がどの程度含まれているのか

4.通知・報告・公表等
・ホームページやマスコミ等による公表（案件報告）
【いずみアピール課等】
・本人への通知・お詫び【該当課】
・警察への届出【該当課等】

5.抑制措置・復旧
・再発防止策の検討【対策本部等】
・ネットワークの復旧、システムの復旧【政策企画室等】
・相談窓口の設置等【対策本部等】

6.事後対応
・再発防止策の実施【該当課等】
・調査報告書の作成【対策本部等】
・ホームページやマスコミ等による公表（結果報告）
【いずみアピール課等】
・内部職員の責任等への処分手続き【人事課等】